

# 特別評価方法認定に係る試験申請要領

(住宅の品質確保の促進等に関する法律第59条関係)

## 目次

§ 1 . 特別評価方法認定に係る試験の対象	1
§ 2 . 評価方法基準	1
§ 3 . 試験の申請の流れ	2
( 1 ) 事前相談	
( 2 ) 申請資料の提出	
( 3 ) 第1回委員会資料の提出	
( 4 ) 第1回委員会	
( 5 ) 第1回委員会の結果連絡	
( 6 ) 指摘事項回答書の送付	
( 7 ) 手数料の請求	
( 8 ) 部会	
( 9 ) 第2回委員会資料の提出	
( 10 ) 第2回委員会	
( 11 ) 第2回委員会の結果報告	
( 12 ) 試験結果証明書の交付	
( 13 ) 最終版図面の提出	
( 14 ) 大臣認定の申請	
§ 4 . 留意事項	6
§ 4 - 1 . 申請の取り下げ及び審査期日の延期について	
§ 4 - 2 . 審査期間について	
§ 5 . お問い合わせ先	7



**ハウスプラス確認検査株式会社**

## § 1 . 特別評価方法認定に係る試験の対象

本申請要領は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第59条第2項の規定に基づく特別評価方法認定に係る試験のうち、以下の性能項目及び住宅の種類に関わる手続きを示したものです。

審査対象	
性能項目	住宅の種類
1 - 1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	建築物の高さが60mを越える超高層建築物の住宅
1 - 2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	建築物の高さが60m以下の住宅
1 - 4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	鉄筋コンクリート造の住宅 鉄骨造の住宅 鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅
1 - 5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	木造以外の免震建築物の住宅

## § 2 . 評価方法基準

本申請要領による試験は、以下の評価方法基準に基づき審査を行います。

(1) 平成13年国土交通省告示第1347号(評価方法基準)第5

1 - 1 ~ 1 - 2 及び 1 - 4 ~ 1 - 5(2) □ 評価事項

(2) 構造の安定に関する試験業務方法書(HP - 試第1号 02) 3.(2)試験方法

(3) 時刻歴応答解析による試験ガイドライン(平成13年10月25日決定)

## § 3 . 試験の申請の流れ

### (1) 事前相談

試験を申請される場合は、担当職員と事前に打合せを行い、下記の事項を明確にして下さい。

試験の審査範囲

基準法第68条の26第1項の構造方法等の認定の状況

建築物の概要・構造上の特徴等

時刻歴応答解析による試験ガイドラインへの適合

基準法施行令第36条第2項第二号に規定する耐久性等関係規定への適合

#### < 申請における留意事項 >

申請に際しましては、本申請要領の他に以下の規程等を必ずよくお読み下さい。

試験業務のご案内

試験業務規程

試験業務約款

料金一覧表<試験>

なお、試験には、追加・変更等の手続きはございませんので、追加・変更等の場合も改めて新規として申請していただくこととなります。

### (2) 申請資料の提出

以下の資料(申請資料)を委員会開催の1週間前の午後4時までに提出して下さい(毎月の申請の締め切りは原則として委員会の1週間前です)。なお、資料が十分でない場合は受付できない場合がございますのでご注意ください。

試験申請書

試験用提出図書( )

提出図書等の内容及び部数

提出図書の内容及び部数等については、申請する対象及び委員会ごとに以下の申請図書作成要領を配布しておりますのでご参照ください。

・構造特別評価委員会 申請図書作成要領

担当職員より、必要書類の確認、資料の内容の確認、今後の手続きのご説明を致します。提出資料は、原則として申請者をご持参下さい。なお、必要に応じて受領書を交付致しますので、担当職員にお申し出下さい。

## 委員会の開催日

委員会の開催日については担当職員までお問い合わせいただくか、下記のホームページをご覧ください。

TEL : 03 - 5962 - 3830 評定部

URL : <http://www.houseplus.co.jp/>

### (3) 第1回委員会資料の提出

委員会当日の必要書類(2)の申請図書作成要領参照)を委員会前日(委員会が月曜日の場合は前週の金曜日)の午後1時から午後4時の間(郵送の場合は午前中)に提出して下さい。

### (4) 第1回委員会

委員会では、受付の可否、担当試験員、部会日程を決定します。委員会では申請内容について説明を行って頂きます。説明は(3)の資料を用いて、30分以内でお願い致します。その後、試験員の質問にご回答頂く形式で概要審議を行います(ヒアリングへのご出席は3名以内として下さい)。また、委員会における質疑応答記録は後日「指摘事項回答書」にまとめていただくこととなります。

### (5) 第1回委員会の結果連絡

委員会での結果を翌日までにご連絡致します。委員会翌日までFAX等が届かない場合は担当職員へお問い合わせ下さい。

・「受付可」の場合は、担当試験員、部会日程をFAX等にてお知らせ致します。併せて、承諾書又は試験申請書に承諾印を押印したものをFAX致します。

・「受付否」の場合は、電話にてご連絡致します。委員会終了後、おおむね10日で「不受理通知書」を通知致します。この場合、受付のための試験用提出図書はご返却致します。

### (6) 指摘事項回答書の送付

委員会でヒアリングが実施された案件につきましては委員会当日の指摘事項回答書を委員会終了後おおむね1週間以内にFAX等にてお送り下さい。

### (7) 料金の請求

試験料金については、「受付可」の場合(4)の委員会終了後、請求書を送付致しますので、試験終了までに所定の銀行へお振り込み下さい(手数料が振り込まれていない場合、試験の結果の証明書が交付できない場合があります)。

## (8) 部会

「受付可」の場合は、部会を開催し、申請者にご出席頂き、試験用提出図書の説明をして頂くとともに担当試験員と質疑応答等を行い詳細な検討を行います。再度部会を開催する場合は、指摘事項回答書及び追加検討書を必要に応じて提出して下さい。

なお、部会資料は、部会当日に担当試験員数 + 担当職員分を持参して下さい。

## (9) 第2回委員会資料の提出

部会での検討終了後、委員会への報告となりますので、委員会報告用資料((2)の申請図書作成要領参照)を委員会前日の午後1時から午後4時の間に提出して下さい。

## (10) 第2回委員会資料の提出

委員会では、担当試験員より(9)の委員会報告用資料に基づき報告を行います。担当試験員の報告を基に検討を行い、委員会で評価方法基準に照らし、次のとおり「適合」「適合(確認事項有り)」「保留」「不適合」の何れかの判定をいたします。

- ・「適合」 : 特に問題なく審査終了。
- ・「適合(確認事項有り)」: 軽微な修正等を確認の上、審査終了。
- ・「保留」 : 再度部会にて継続審査を行う。
- ・「不適合」 : 審査を継続する事が困難であるため、審査打切り。

## (11) 第2回委員会の結果報告

委員会での結果を翌日までに次のとおりご連絡致します。なお、委員会翌日までに、FAX等が届かない場合は担当職員へお問い合わせ下さい。

- ・「適合」 : 審査終了通知書
- ・「適合(確認事項有り)」: 審査終了通知書  
(確認事項、確認方法等に関しましては、審査終了通知書に記載いたしますのでその記載内容をご確認下さい。)
- ・「保留」 : 試験保留通知書  
(審査を打ち切る事が妥当でないと判断されるものは、再度部会において審査致しません。その場合「試験保留通知書」を送付致しますので、次回部会日程等をご確認下さい。)
- ・「不適合」 : 後日、ご連絡の上、審査終了通知書を送付致します。  
(審査を継続しても基準に適合する事が困難と判断された場合、又は、審査期間が6ヶ月を超える案件は「証明をしない旨の通知書」を通知致します。((10)の委員会終了後おおむね10日です。出来次第ご連絡致します。))

#### (12) 試験の結果の証明書の交付

委員会において「適合」「適合(確認事項有り)」と判定された案件については「試験結果証明書」を交付致します。(10)の委員会終了後おおむね10日です。出来次第送信FAXでご連絡致します。)

#### (13) 最終版図書の提出

委員会において「適合」「適合(確認事項有り)」と判定された案件については、「追加検討資料」及び「指摘事項回答書」を必ず含め「試験用提出図書」を基本とした試験資料「最終版図書」(2)の申請図書作成要領参照)2部を、委員会終了後1ヶ月の間に提出して下さい。

#### (14) 大臣認定の申請

試験結果証明書の交付後、国土交通省に大臣認定の申請をしていただくこととなります。申請方法につきましては、国土交通省住宅局住宅生産課にお問い合わせください。

(TEL: 03-5253-8111 (内) 39455 国土交通省住宅局住宅生産課)

## § 4 . 留意事項

### § 4 - 1 . 申請の取り下げ及び審査期日の延期について

申請者側のご都合により、審査中に申請を取り下げる場合は、取り下げ理由を明記した「取り下げ届」を提出していただきます。ただし、この場合、手数料は返還できませんので、ご了承下さい。

また、追加資料の再整備等を行うため、審査期日を延期したい場合は、延期理由を明記した「業務期日延期依頼書」を提出していただきます。理由が正当であると認められた場合にあっては、「業務期日延期承諾書」を交付致します。

### § 4 - 2 . 審査期間について

審査期間は、受付委員会から6ヶ月間です。(例:平成 年4月18日に申請されますと、審査期限は平成 年10月17日になります。)

審査期間が6ヶ月を過ぎますと、審査打ち切りとなります。

なお、委員会の開催日の関係上、6ヶ月後の委員会開催日の前に審査期限が切れる場合がありますので、ご注意下さい。

## § 5 . お問い合わせ先

試験の申請及び資料の提出は、下表の担当職員までお願いいたします。

委員会の開催日時、本要領書に記載されております資料の請求、ホームページ等のお問い合わせ等は、下表の各部署までお願いいたします。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
事前相談 試験申請 資料提出	ハウスプラス確認検査株式会社 評価部 TEL 03 - 5962 - 3830 FAX 03 - 5427 - 3186
委員会開催日 資料請求等 (資料の郵送を希望される方は、 FAX 又は e-mail にて、必要書類を 明記の上、お申し込み下さい。)	ハウスプラス確認検査株式会社 評価部 TEL 03 - 5962 - 3830 FAX 03 - 5427 - 3186 E-mail : info@houseplus.co.jp 委員会の開催日 URL <a href="http://www.houseplus.co.jp/">http://www.houseplus.co.jp/</a>
試験申請のお手伝い	ハウスプラス確認検査株式会社 評価部 TEL 03 - 5962 - 3830 FAX 03 - 5427 - 3186

所在地 ハウスプラス確認検査株式会社

〒108-0014 東京都港区芝 5-33-7 徳栄ビル本館 4 階